

# 「一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の概要

## 1 適用地区

一宮市内の駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域

## 2 対象建築物

特定用途（共同住宅を除く）の部分の床面積

$$+ \frac{\text{共同住宅及び非特定用途の部分の床面積}}{2} \quad \text{の計算式が } 1,000 \text{ m}^2 \text{ を超える建築物}$$

- ・ 特定用途とは・・・【駐車場法施行令第 18 条】

自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場、共同住宅のことです。

- ・ 非特定用途とは・・・

学校などの特定用途以外の建築物の用途のことです。

## 3 附置しなければならない駐車施設の台数

次の計算式による台数を附置しなければなりません。

$$\left( \frac{\text{百貨店その他の店舗の部分の床面積}}{250} + \frac{\text{事務所の部分の床面積}}{350} + \frac{\text{特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く)の部分の床面積}}{400} + \frac{\text{共同住宅及び非特定用途の部分の床面積}}{450} \right) \times K$$

= 台数（計算値に小数点以下の端数がある場合は端数を切上げ）・・・A台

- ・ K：建築物の延べ面積が 6,000 m<sup>2</sup>未満の建築物に対する緩和係数（6,000 m<sup>2</sup>以上の場合には K=1）

K=1 -

$$\frac{1,000 \times (6,000 - \text{延べ面積})}{6,000 \times (\text{特定用途 (共同住宅を除く) の部分の床面積} + \text{共同住宅及び非特定用途の部分の床面積} / 2) - 1,000 \times \text{延べ面積}}$$

- ・ 大規模な事務所に対する緩和式

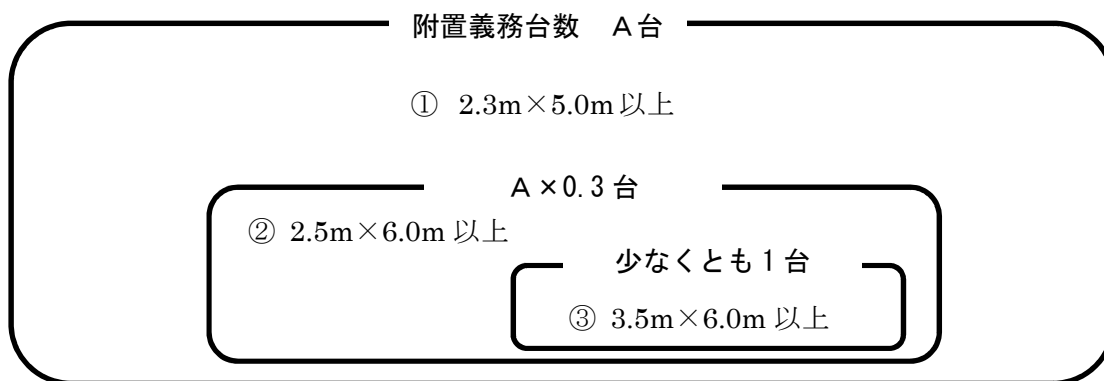
床面積が 10,000 m<sup>2</sup>を超える事務所を有する建築物の場合は、次の計算値を事務所の部分の床面積とみなし、『特定用途（共同住宅を除く）の部分の床面積』に当てはめます。

$$\begin{aligned}
 & (10,000 \text{ m}^2 \text{を} \text{超え} \text{ } 50,000 \text{ m}^2 \text{までの部分の床面積}) \times 0.7 \\
 & \quad + (50,000 \text{ m}^2 \text{を} \text{超え} \text{ } 100,000 \text{ m}^2 \text{までの部分の床面積}) \times 0.6 \\
 & \quad + (100,000 \text{ m}^2 \text{を} \text{超える部分の床面積}) \times 0.5 + 10,000 \text{ m}^2 \\
 & = \text{事務所の部分の緩和床面積}
 \end{aligned}$$

※ 附置義務台数を算定する際は、附置義務台数算定表をご利用ください。

#### 4 駐車マスの大きさと各必要台数

- ① 2.3m×5.0m 以上  
3 で計算した附置義務台数 (A台) - ②で計算した台数
- ② 2.5m×6.0m 以上  
3 で計算した附置義務台数 (A台) のうち 30% (計算値に小数点以下の端数がある場合は端数を切上げ)
- ③ 3.5m×6.0m 以上 (車いす利用者用)  
②で計算した台数のうち、少なくとも 1 台



#### 5 機械式駐車場 (特殊の装置)

機械式駐車場については、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものでなければならず、下記の要件を備えている必要があります。

- ① 社団法人立体駐車場工業会が安全性を認証し、駐車場法施行令 (昭和 32 年政令第 340 号) 第 15 条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものであること。
- ② 他の自動車を移動させることなく自動車の駐車及び出入りができるものであること。
- ③ 特殊の装置と前面道路との間に奥行が当該特殊の装置に収容可能な自動車の最大の長さ以上である車路に相当する空地 (待機スペース) を設けていること。

ただし、駐車施設の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup> 以上の場合は、愛知県建築基準条例第 26 条第 7 号で規定される構造とすること。

○愛知県建築基準条例 (大規模な自動車車庫)

第 26 条 7 自動車車庫に自動車を昇降させる設備を設ける場合は、当該設備の出入口の前面に、敷地内の奥行が 6m 以上(長さが 5.05m 以下の自動車用の設備にあっては、5.5m 以上) 及び幅が 5.5m 以上の空地又はこれに代わる車路を設けること。

- ・ 機械式駐車場には、「4 駐車マスの大きさと各必要台数」を適用しません。ただし、車いす利用者用の駐車マスについては、原則、平面空地に設けることとし、駐車マスから当該建築物まで車いす利用者の安全で合理的な動線が確保されている必要があります。
- ・ 「機械式駐車場におけるバリアフリーに関するガイドライン(平成 15 年社団法人立体駐車場工業会)」により社団法人立体駐車場工業会が車いす利用者対応と認めた機械式駐車場については、車いす利用者用駐車場としてみなすことができます。

## 6 建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置

建築物の増築又は用途変更の場合は、増築又は用途変更後の延べ面積により附置しなければならない駐車施設の台数から、増築又は用途変更前の延べ面積により附置しなければならない駐車施設の台数を差し引いた台数を附置しなければなりません。

$$\begin{aligned} & (\text{増築又は用途変更後の附置義務計算台数}) - (\text{増築又は用途変更前の附置義務台数}) \\ & = \text{増築又は用途変更後の附置義務台数} \end{aligned}$$

## 7 建築物が地区又は地域の内外にまたがる場合の駐車施設の附置

建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域又はこれら以外の地域内のいずれか2つ以上にまたがる場合は、当該敷地のうち最も大きい部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなします。

## 8 駐車施設の附置の特例（隔地特例）

交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合、当該建築物の敷地から 200m 以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなすことができます。（これを隔地特例といいます。）

この隔地特例の駐車施設を設けようとする場合は、あらかじめ、駐車施設設置（変更）承認申請書（様式第1）により、当該駐車施設の位置、規模等について市長の承認を受けなければなりません。

## 9 申請手続き

この条例の規定により、駐車施設の附置義務が生じる建築物の新築又は増築、用途変更される場合、建築確認申請に先立って、駐車施設（変更）届出書（様式第4）により届出が必要となります。

- 駐車施設（変更）届出書及び駐車施設設置（変更）承認申請書の提出部数は2部です。
- 駐車施設（変更）届出書及び駐車施設設置（変更）承認申請書の添付図書は次表のとおりです。
- 駐車施設設置（変更）承認を受けた方は、駐車施設（変更）届出書の際に、駐車施設設置（変更）承認通知書の写しを添付すれば、次表の図書の添付を省略することができます。

添付図書の種類		明示事項
駐車施設調書		様式第2のとおり
附置義務台数算定表		各用途の面積は駐車施設(変更)届出書と同様の面積を記入すること。
駐車施設	位置図	縮尺、方位、届出地、隔地特例の駐車施設を設ける場合は当該建築物からの距離を記入すること。
	配置図	縮尺、方位、各駐車施設の寸法、設置台数、面積の算定根拠、車路の幅員、敷地が接する道路の幅員、出入口が交差点及び横断歩道等の付近にある場合はそれぞれ出入口までの距離、車路の動線、傾斜部には縦断勾配を記入すること。
	各階平面図	2層以上の各階を添付すること。(明示事項は配置図と同様。)
	断面図	縮尺、車路及び駐車ますのはり下の高さを記入すること。
	認定書の写し	機械式などの特殊駐車装置の場合
	建築物	配置図
	各階平面図	縮尺、方位、各部屋の用途
	面積算定表	各面積の算定根拠が分かる計算書を添付すること。

## 10 廃止の届出

この条例の規定により設置された駐車施設を廃止したときは、廃止した日の翌日から起算して10日以内に、駐車施設廃止届出書(様式第5)により届出が必要となります。

### 【お問い合わせ】

まちづくり部 都市計画課 都市計画・広域事業グループ  
 TEL:0586-28-8632(ダイヤル)  
 mail: tokei@city.ichinomiya.lg.jp